

福岡地域審議会委員委嘱書交付式

日時：平成18年1月30日(月)2時00分

場所：福岡庁舎 2階市長室

- 1 開会
- 2 委員の委嘱
- 3 市長あいさつ

第1回福岡地域審議会次第

日時：平成18年1月30日(月)2時30分

場所：福岡庁舎 4階会議室

- 1 開会
- 2 委員及び事務局員の紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 会長あいさつ
- 5 議事
 - (1) 基本的な議事の進め方について・・・P 1
 - (2) 報告事項
 - 報告第1号 福岡地域審議会の設置・役割について・・・P 2
 - 別紙資料1 高岡市及び西礪波郡福岡町の廃置分合に伴う地域審議会の設置・・・P 3～5
 - 別紙資料2 地域審議会の役割・・・P 6
 - (3) 議案事項
 - 議案第1号 福岡地域審議会運営規程について・・・P 7～P 9
 - 議案第2号 福岡地域審議会のスケジュールについて・・・P 10
 - (4) 審議事項
 - 審議項目第1号 福岡地域の新市建設計画について・・・P 11
 - 別紙資料3 新市まちづくりの基本方針と福岡地域の主な事業・・・P 12～13
 - (5) その他
- 6 閉会

地域審議会委員名 (2006年1月30現在)

団体名・役職名など	氏名	敬称略・50音順
商工業	上田久之	
公募	大家玲子	
学識経験者	尾畑三郎	
女性	上嶋美智子	
自治会	河原誠一	
公募	小山春木	
福祉	島倉初美	
学識経験者	神代久子	
農業	竹島勝彦	
自治会	中川謙三	(副会長)
青年	中島秀恭	
学識経験者	浜木能雄	
学識経験者	林 正之	(会 長)
学識経験者	日和祐樹	
学識経験者	山本克彦	

基本的な議事の進め方

1 報告事項（報告第〇号）

市議会において議決された事項や市の条例などに基づいて既に決まっている事項

2 議案事項（議案第〇号）

審議会の運営方法など、審議会で決定していく事項

3 審議事項（審議項目第〇号）

- ・ 市長の諮問に応じて審議する事項
- ・ 審議会が必要と認める事項について意見を述べる事項

◎審議会では、審議項目に対して審議し、意見を述べます。

【報告第1号】

福岡地域審議会の設置と役割

1 地域審議会とは

合併前には、一体的に施策が実施されてきたものの、合併により行政区域が拡大して、地域住民の意見が合併後の市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念に対応し、よりきめ細やかに地域住民の意見を反映していくことができるように合併協議会で設置について協議され、議会の議決を得て設置することが決められたものである。……………

別紙資料1

2 設置期間 合併の日から15年間

3 委員数 15人

4 委員の任期 2年（平成18年1月～平成19年12月）

5 所掌事務

(1) 審議会は、福岡地域の次の事項について、市長の諮問に応じて、審議し、答申します。

- ① 新市建設計画の変更に関する事項
- ② 新市建設計画の執行状況に関する事項
- ③ 地域振興のための基金の活用に関する事項
- ④ 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- ⑤ その他市長が必要と認める事項

(2) 審議会は、[※]必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができます。

※ 必要と認める事項としては、市町村建設計画の執行状況（随時的なもの）、公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況などが考えられます。……………

別紙資料2

【別紙資料1】

高岡市及び西礪波郡福岡町の廃置分合に伴う地域審議会の設置について

平成17年3月22日

高岡市告示第90号

福岡町告示第9号

平成17年11月1日から高岡市及び西礪波郡福岡町を廃し、その区域をもって新たに「高岡市」を設置することに伴う市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第3項の規定により告示する。

地域審議会を合併前の西礪波郡福岡町区域に設置する。地域審議会の組織及び運営については、「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する事項

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

名称 福岡地域審議会

設置区域 合併前の福岡町の区域

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から15年間とする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて、審議し、答申するものとする。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）新市建設計画の執行状況に関する事項
- （3）地域振興のための基金の活用に関する事項
- （4）新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- （5）その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、審議会の答申及び意見を尊重するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、設置区域に住所を有する者又は設置区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったとき又は設置区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、初回の会議は、市長が招集する。

2 会議は、毎年度2回以上開催するものとする。また、会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の開催の要求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

5別紙1 高岡市及び西礪波郡福岡町の廃置分合に伴う地域審議会の設置

- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(補則)

第10条 この事項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【別紙資料2】

地 域 審 議 会 の 役 割

地域審議会は、合併関係市町村の区域であった区域において合併市町村が処理する事務、すなわち、合併市町村の合併関係市町村の区域にかかる事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、または、必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる機関である。

どのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の協議において、地域の実情に応じて判断されるべきものである。

一般的には、例えば、合併市町村の長の諮問に応じる事項としては、市町村建設計画の変更（法5条9項）、市町村建設計画の執行状況（定期的なもの）、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用（法11条の2第1項3号参照）、基本構想・各種計画の策定・変更などが考えられる。

また、必要と認められる事項としては、市町村建設計画の執行状況（随時的なもの）、公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況などが考えられる。

なお、当該区域においてのみ行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係のある事務・事業については諮問に応じる事項にも必要と認める事項にもなり得るものである。

地域審議会（合併特例法第5条の4）の運用について
（根拠 平成11年7月 自治事務次官通知）

【資料 2】

地 域 審 議 会 の 役 割

地域審議会は、合併関係市町村の区域であった区域において合併市町村が処理する事務、すなわち、合併市町村の合併関係市町村の区域にかかる事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、または、必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる機関である。

どのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の協議において、地域の実情に応じて判断されるべきものである。

一般的には、例えば、合併市町村の長の諮問に応じる事項としては、市町村建設計画の変更（法 5 条 9 項）、市町村建設計画の執行状況（定期的なもの）、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用（法 1 1 条の 2 第 1 項 3 号参照）、基本構想・各種計画の策定・変更などが考えられる。

また、必要と認められる事項としては、市町村建設計画の執行状況（随時的なもの）、公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況などが考えられる。

なお、当該区域においてのみ行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係のある事務・事業については諮問に応じる事項にも必要と認める事項にもなり得るものである。

地域審議会（合併特例法第 5 条の 4）の運用について
（ぎょうせい出版逐条解説市町村合併特例法〔改訂版・H15.7.15〕より抜粋）

【議案第1号】

福岡地域審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高岡市及び西礪波郡福岡町の廃置分合に伴う地域審議会の設置についての10条の規定に基づき、福岡地域審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な審議に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な会議運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後に、発言するものとする。

(会議録の調製等)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 作成した会議録は、議長の確認を受け、これを保管しておくものとする。

3 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 会議を公開しない場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

(傍聴席の区分)

第7条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続き)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

2 傍聴人の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 異様な服装をしている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映写機類の撮影及び録音等の制限)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りではない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月30日から施行する。

【議案第2号】

福岡地域審議会開催スケジュール

委員の委嘱及び第1回審議会

とき 平成18年1月30日（月）

内容 委員の委嘱・会長の選出

新市建設計画説明（全体計画）

福岡地域の新市建設計画説明（普通建設事業）

今後の開催日程など

第2回審議会

とき 平成18年4月頃

内容 平成18年度予算の概要

第3回審議会

とき 平成18年10月頃

内容 平成18年度事業の進捗状況

第4回審議会

とき 平成19年1月頃

内容 平成18年度事業進捗状況報告、

第5回審議会

とき 平成19年4月頃

内容 平成19年度予算の概要

第6回審議会

とき 平成19年10月頃

内容 平成19年度事業進捗状況報告

※このほか、委員の4分の1以上の者から、審議を求める事項を示して会議の開催を求める要求がある場合、会長は会議を招集しなければならない。（第8条の2）

新市まちづくりの基本方針と福岡地域の主な事業【新市建設計画】

I ものづくりを育み活力と魅力あふれるまちづくり【都市基盤・産業】	
1	県単独農業農村整備事業
2	農村整備事業(団体営農道)
3	第5期山村振興事業(淵ヶ谷小学校整備、家族旅行村等整備、林道舗装、圃場整備、農業用排水整備、移動通信用鉄塔整備)
4	農業生産基盤整備事業(かんがい排水)
5	農業生産基盤整備事業(経営体育成)
6	農村整備事業(農村総合整備統合補助事業)
7	水田農業経営体活性化事業
8	土地改良施設管理事業(農業水利施設保全対策事業 五位庄頭首工補修)
9	農地等保全管理事業(ため池等整備事業・用排水設備整備)
10	県単林道改良事業
11	農免林道舗装事業
12	ふるさと林道整備事業
13	中山間地域総合整備事業(農村公園等)
14	里地棚田保全整備事業(ふるさと水と土とふれあい事業)
15	省力機械施設整備事業
16	街路事業
17	県道改良事業
18	公共道路改良事業
19	聖人橋架替事業
20	駅前地区土地区画整理事業
21	駅南地区整備事業
22	西町・橋上町地区整備事業
23	地域イントラ整備事業
II 地域でともに支え合いながら安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉】	
24	福岡児童館改装事業
25	特別養護老人ホーム等施設整備事業
26	老人保健施設建設助成事業
27	老人介護福祉施設整備事業
28	身体障害者施設等整備事業
29	デイサービスセンター整備事業
30	福祉専門学校整備補助事業

新市まちづくりの基本方針と福岡地域の主な事業【新市建設計画】

Ⅲ ころ豊かな人づくりと文化の薫り高いまちづくり【教育・文化・スポーツ】	
31	幼保一元化施設整備事業(福岡中央)
32	福岡小学校大規模改修・耐震補強工事
33	総合グラウンド整備事業
34	B&G海洋センタープール施設改修事業
35	町民体育館建替事業
36	総合町民センター文化ホール増築事業
37	西山歴史街道整備活用事業

Ⅳ うるおいと安らぎに満ち災害に強いまちづくり【生活環境・都市景観・自然環境】	
38	霊園整備事業
39	消防庁舎建設事業
40	消防設備整備事業(消防ポンプ車等)
41	消防施設整備事業(五位山分団屯所増築工事)
42	防災基盤整備事業(耐震性貯水槽)
43	合併処理浄化槽設置整備事業
44	町単道路新設改良舗装事業
45	高齢者向け優良賃貸住宅整備事業
46	公営住宅建替事業
47	公営住宅ストック改善事業
48	まちづくり総合支援事業(魅力ある地域環境整備事業等)
49	街並み環境整備事業(旧市街地における街並み・景観保存)
50	都市公園整備事業
51	小規模急傾斜地崩壊対策事業
52	小矢部川水辺プラザ整備事業
53	克雪施設整備事業
54	準用河川改修等整備事業
55	生活安全環境整備事業(防犯カメラ等)
56	公営バス導入事業

Ⅴ 市民参加によるふれあいあふれるまちづくり【市民交流・行財政】	
57	集会所整備事業
58	地区自由塾整備事業(旧大滝・赤丸幼稚園活用整備事業)